

山形県蜜蜂転飼調整方針

第1 目的

養蜂振興法第8条に基づき、山形県内の蜂群配置の適正を図ることを目的とする。

第2 基本方針

山形県内のみつ源の状況、入地の時期および蜂群数等について、総合的に判断し、養蜂振興法の趣旨に則り、可能な限り多くの蜂群が配置できるように調整する。

第3 調整の範囲

調整が必要な蜂群とは、以下のとおりとする。

- ① 届出者が前年度に届出を実施していない場所における配置蜂群。(新規場所)
ただし、天災等不測の事由により、通常配置箇所が利用不可能となった場合、それを考慮する。
- ② 既存配置場所における前年度からの10群以上の増群。(増群)
- ③ その他蜂群所有者より照会のあった個別の事案。

第4 承諾書の提出

前項①および②の対象蜂群の所有者は、配置予定場所を中心として、半径2km以内に既に配置を予定している蜂群の所有者(既配置蜂群所有者)全員の承諾書を提出すること。

第5 承諾不可意見の提出

前項に記載する承諾書を提出しなかった既配置蜂群所有者は、その事由について、各農業振興課を通じ畜産振興課に提出するものとする。

第6 県外転飼者の取り扱い

県外から移入し、県内で転飼をおこなう県外転飼者にあつては、畜産振興課において、その計画の可否を判断することとし、前項第4に規定する承諾書の提出は不要とするが、畜産振興課において、対象となる周辺既配置蜂群所有者の了承をとることとする。

第7 要調整案件の調整方法

蜂群間が2km以内に配置予定の前項第3に掲げる蜂群所有者間の調整は、原則的に当該者の話し合いの上で行うものとするが、調整がつかない場合は、下記の順に優先し、畜産振興課が判断する。

但し、畜産振興課による総合的な判断で、当事者全ての配置了承(条件付了承を含む)ならびに配置変更指示を行う場合がある。

- ① 場所の変更がない場合にあつては、これを優先する。(実績の優先)
- ② 新規場所にあつては、地元所有者を優先する。(地域養蜂振興)

なお、畜産振興課が総合的に判断した結果については、当該者はそれに従うものとする。

第8 調整に係る意見聴取

前第6ならびに第7の総合的判断について、畜産振興課は有識者を含む関係者の意見を聞くことができる。

附則

本方針に基づき、平成26年次申請・届出蜂群から調整を図る。

附則

この方針の改正は、平成26年4月1日から施行する。